

令和2年度 東日本高速道路株式会社 事業評価監視委員会

事業評価対象事業一覧と 事業再評価における審議案件の選定について

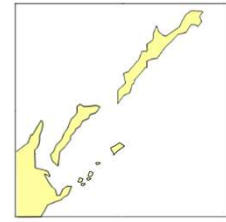
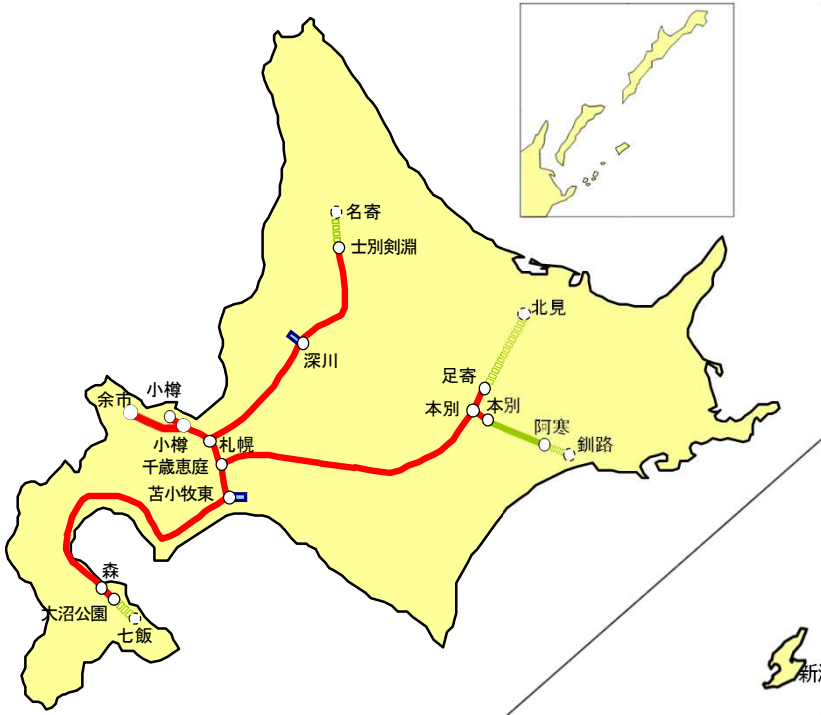
東日本高速道路(株)

令和2年12月15日

あなたに、ベスト・ウェイ。



令和2年度 事業評価対象事業



【事後評価】
 一般国道45号 仙塩道路
 (仙台港北～利府中) L=7.8km

【事業再評価】
 常磐自動車道(いわき中央～亶理)
 一般国道6号 仙台東部道路
 (亶理～仙台港北)
 L=150km (うち4車線化事業中:40.3km)

【事業再評価】
 一般国道126号 千葉東金道路
 (東金JCT～松尾横芝)
 L=16km (4車線化事業中)



凡例	
	高速自動車国道(供用中)
	高速自動車国道(新直轄)(供用中)
	高速自動車国道(事業中)
	高速自動車国道(新直轄)
	一般有料道路(供用中)
	一般有料道路(事業中)
	一般国道(直轄事業中)

事業再評価における重点審議案件選定表(案)

◆重点審議抽出(事業再評価)

事業再評価の重点審議案件の選定基準の考え方			評価対象区間	常磐自動車道 (いわき中央～亶理) 一般国道6号 仙台東部道路 (亶理～仙台港北) 〔4車線化〕	一般国道126号 千葉東金道路 (東金JCT～松尾横芝) 〔4車線化〕
			将来のB/Cが1.0を下回る可能性のある事業	— (2.3)	— (2.9)
選定基準	事業計画等 の変更が 生じた事業	ルート構造	ルート変更、構造の大規模な変更により 都市計画変更を伴うもの	—	—
		事業費	事業費が前回から10%を超えて増額するもの	— (8.3%)	— (0%)
		事業期間	事業期間が前回から20%を超えて遅れるもの	— (2.9%)	— (19.4%)
	特に事業規模が大きい事業	2,500億円以上の事業	○ (2,838億円)	— (1,271億円)	
	その他の要因	◆評価単位、評価手法が見直された事業 ◆特筆すべき事項がある事業	—	—	
特記事項		審議時点の翌年度が供用予定の場合には事業中止の可能性が低いことから、選定基準にかかわらず一括審議とする。	翌年度供用予定 (令和3年度)	—	
ただし、委員より重点審議案件として選定すべきとの提案があった案件については、上記条件にかかわらず重点審議案件とする。			—	—	
選定結果			一括審議	一括審議	